

1 学校生活について

- (1) 質実剛健の気風を尊び、困難に打ち克つ不撓不屈の精神を養成し、正しいことには進取敢為の態度で取り組みます。
- (2) 服装・容姿は人の心と品格を表現するものです。服装を常に清潔・端正にします。

2 服装・頭髪、登校時間、携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

(1) 学生服

夏冬共に学校指定を着用します。

合服は、指定マーク入り長袖シャツ。靴下は、白・黒・紺・グレーを基調とした色、ワンポイントまで。襟の右側に学年章、左側に組章及び校章、左胸に名札をつけます。

(2) セーラー服

①夏冬共に学校指定を着用します。

夏のセーラー服は、半袖・長袖。靴下は、白・黒・紺・グレーを基調とした色、ワンポイントまで。冬季は黒色のタイツ。

②冬服の場合、校章、学年章、組章をフェルトにつけ、名札と共に左胸につけます。

夏服の場合、名札のみ左胸につけます。

(3) 学生服・セーラー服以外の場合

制服としてビジネススーツ等の使用を希望する場合は、事前に学校に連絡のうえ承認を得ます。

合服は、指定マーク入り長袖シャツ。上着着用の際は、ネクタイを着用し、校章、学年章、組章をフェルトにつけ、名札と共に左胸につけます。合服の場合、名札のみ左胸につけます。靴下は、白・黒・紺・グレーを基調とした色、ワンポイントまで。冬季は黒色のタイツ。

(4) 頭髪等

①清潔感のある長さ、髪型にします。

②毛髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶等の細いゴムで結びます。

③パーマ等の加工、染色、脱色はしません。

④眉は整える程度とし、極端に細くしないようにします。化粧、ピアス等はしません。

(5) 服装関係、その他

①更衣期間は、冬期間4月～5月、10月～3月。夏期間5月～10月を原則とし、個々で体調や気候、場面を考え服装を整えます。ただし、式典等については学校の指示に従います。

②冷暖房使用時の教室等で寒い場合、華美でないカーディガン等、冬季は、華美でない防寒着、防寒具（マフラー等）を使用します。

※華美でないとは、色・・・暗めの色（黒・紺・グレー）、無地で装飾がないもの。

明るい色（原色）や蛍光色、模様や装飾があるものは着用しません。

③登下校時の履き物は、革靴（黒・茶）または運動靴。

上履きは、学校指定の学年色スリッパを着用します。

④通学バッグ（カバン、リュック）はファスナー等ふた付きのものを使用するようにし、他校の指定品は使用しません。

⑤制服を補正する場合は、生徒部に「制服補正願い」を提出し許可を受け、補正業者に持参します。

(6) 登校時間について

8：30までに登校、HRの自席に着席します。

(7) 携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

①校内では原則として使用しません。(ただし、授業等で使用を許可された場合、放課後等生徒昇降口での保護者への連絡は除く。)校内での保管は、電源を切り、通学バッグまたは靴箱等に鍵をかけて保管します。(休日等、部活動中も同様。)

②授業中及び休み時間等の使用や周囲への迷惑行為、学校の度重なる指導や注意に従わない場合は特別な指導を受けます。

【中学】

登校したら、担任に「電源をOFFにした状態」で預けます。

3 交通

(1) 交通安全

①積極的に事故防止の態度・能力を養います。

②交通ルールを遵守します。

③交通マナーを守り、その高揚に心がけます。

(2) 自転車通学

【許可条件】

①自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願い」を提出します。(自宅から学校までの距離が1km以上。)

②防犯登録を受け防犯登録証、自転車後部泥よけ部に本校指定の登録ステッカーを貼付けます。

③ヘルメットを必ず着用します。また、【中学】は反射たすきも着用します。

④自動点灯装置のついた自転車を利用します。

⑤雨天時は雨合羽を使用します。

⑥保護者の責任の下、自転車の点検・整備を行います。

⑦学校では所定の場所に駐輪し、必ず施錠(二重ロック)します。

⑧自転車を換える場合は再申請し、新しい登録ステッカーを貼付けます。

(3) 列車・バス通学

①通学定期券利用乗車時は『生徒証明証』を携帯し、随時提示できるようにします。

②通学定期券は本校事務室で『通学定期乗車券購入申込書』の発行を受け、所定の場所で購入します。

(4) 原動機付自転車(原付バイク)【高校】

【許可条件等】※通学手段として利用する場合のみ

①原付免許取得・通学については許可制とし、学校指定の手続きに則って進めます。

②通学規定距離は、学校から1km以上です。

③通学使用できる単車は、50cc以下のスクータータイプ・ビジネスタイプとし、保険(自賠責・任意)に加入します。また、専門業者による安全点検を受けた車両を使用します。電動キックボードは、禁止します。

④学校までの通学を原則とし、学校までの道程が遠い場合は最寄りの駅またはバス停までの使用も可能。

⑤運転時は、フルフェイス型のヘルメット(色は単色)を装着し、学校指定ウインドブレーカー

を着用します。

⑥通学に使用する車両とヘルメットには、本校指定ステッカーを貼付けます。

(5) 免許取得の手続き等について（原付バイク及び普通自動車）【高校】

①原付免許受験は、授業や学校行事のない休業日（長期休業日等）に行います。

②原付免許取得を希望する場合、保護者の同意を得て、担任に申し出のうえ、所定の手続きを行います。

③普通自動車免許取得のための自動車学校入校については、卒業見込みの者で就職・進学等の進路が決定した場合に限る。

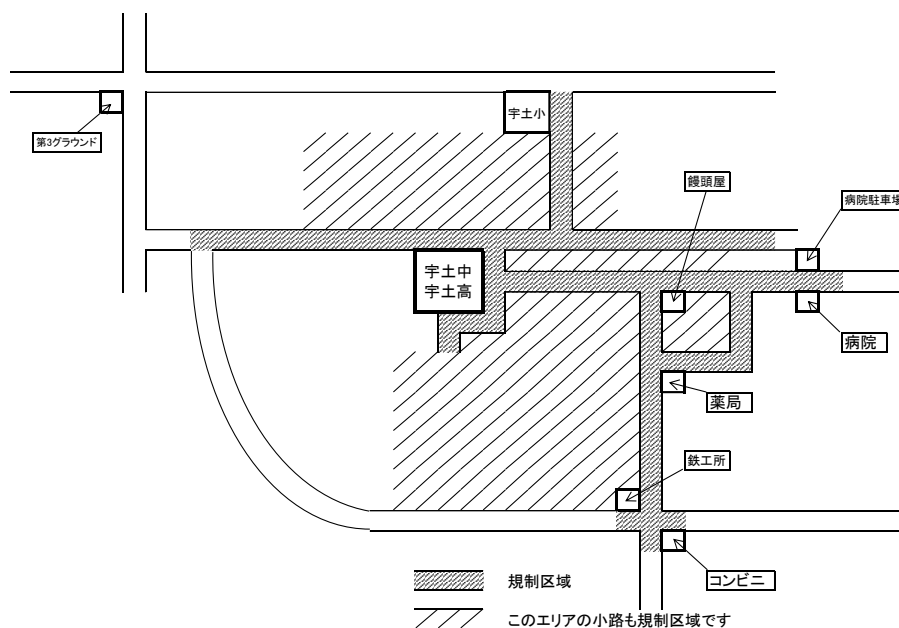
④普通自動車免許取得を希望する場合、保護者の同意を得て『自動車学校入校許可願』を提出し、許可を得ます。

⑤卒業式までに免許を取得しても卒業式までは運転しません。

(6) 登下校時の送迎について

本校周辺は道幅が狭く、住宅街で近隣の小・中学生も登下校に利用しているため事故防止の観点から「送迎禁止区域」を設け、車での送迎、駐停車、乗り降りしません。

ただし、怪我や病気等やむを得ない理由により、自家用車での校内乗り入れが必要な場合は「車両乗入許可証」を申請します。その後、発行される「車両乗入許可証」を掲示し、玄関前ロータリー（必要に応じ生徒昇降口）で乗降します。許可証の申請は、担任に申し出ます。



4 諸届けについて

(1) 出席に関すること

①欠席、欠課、遅刻、早退及び忌引等の場合は『すぐーる』（学校・家庭・地域をつなぐ連絡システム）を利用し、速やかに連絡します。

・父母（1親等）7日 ・祖父母、兄弟姉妹（2親等）3日 ・おじ、おば（3親等）1日

②遅刻登校した場合は、職員室前に備え付けの『入室許可証』に必要事項を記入し、教頭先生の手続きを済ませ、授業担当者（休み時間の場合は担任）に渡します。

③長期欠席、休学、転学あるいは退学をするときは、所定の用紙に保護者連署のうえ提出します。

④登校後、一時外出するときは『外出許可証』の手続きを済ませてから、帰校後は直ちに『外出許可証』を返却します。

5 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止です。ただし、家庭の事情等で希望する場合は学校の許可を得ます。許可条件は以下のとおりです。

【許可条件等】

- ①高校生就業に適切な職種であること。
- ②就業時間、就業場所、通勤方法等総合的に検討し、保護者の責任の下に許可申請します。アルバイトの状況は各家庭で把握し、学校と情報共有を図ります。

6 部活動、下校時刻について

(1) 本校の部活動

〔運動部〕

【高校】 陸上競技 水泳 バレーボール バasketボール 柔道 剣道 ソフトテニス
卓球 バドミントン 野球 弓道 サッカー ソフトボール テニス ヨット

【中学】 女子バスケボール サッカー 剣道 硬式テニス 軟式野球

〔文化部〕

【高校】 科学 美術 書道 食物 茶道 華道 放送 文芸 英語 吹奏楽 和太鼓

【中学】 科学 美術 書道 吹奏楽

(2) 活動時間及び下校時刻

①完全下校時刻（活動終了、更衣・下校完了）

【高校】

平日 19:00 休業日及び長期休業中 17:00

【中学】

時期により、活動時間・下校完了時刻を守ります。

	活動時間	下校完了時刻
3月～10月	16:10～18:30	18:50
11月、2月	16:10～18:10	18:30
12月、1月	16:10～17:50	18:10

ただし、原則として中学1年生は、5月GW前まで次の活動時間・下校完了時刻を守ります。

	活動時間	下校完了時刻
5月GW前まで	16:10～17:30	17:50

なお、「下校完了時刻」とは、帰宅路につき正門を通過する時刻です。

②練習日、練習時間等

【高校】

1週間の練習日は5日以内です。土曜日及び日曜日（以下、「週末」）は少なくとも1日以上は休養日です。1日の練習時間は長くとも2時間半、休業日は3時間程度です。

【中学】

1週間の練習日は5日以内です。土曜日及び日曜日（以下、「週末」）のいずれかは休養日です。また、毎月第1日曜日は完全休養日です。

平日の練習時間は2時間以内、休業日は3時間以内です。

練習試合は、月3回以内です。

7 保健室使用、災害共済給付申請手続要領について

(1) 健康上問題が起こった場合（入院・骨折・心臓病・長欠等）は、学校に連絡します。

(2) 保健室で休養する時は、授業担当に連絡します。

(3) 下記の学校伝染病は、出席停止扱いとなります。医師の許可があるまでは登校できません。

<第1種> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス・パラチフス

<第2種> インフルエンザ、新型コロナウイルス、百日咳、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘、咽頭結膜熱、結核

<第3種> 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

(4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きに関する申請は、保健室に連絡します。